

公益社団法人熊本県老人クラブ連合会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人熊本県老人クラブ連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、老人クラブ活動の向上につとめ、老人福祉の増進に関する事業を行い、地域福祉の推進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域支え合い活動の推進と地域活動への参加
- (2) 生きがいと健康づくり・介護予防に資する各種事業
- (3) 老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の育成・援助並びに活動を推進する指導者、活動者の育成
- (4) 研修会・講習会等の開催及び老人クラブに関する調査・研究
- (5) 老人クラブ活動への理解と参加意欲を醸成するための広報・啓発
- (6) 関係行政機関及び諸団体との連絡・協調
- (7) 指定旅館事業
- (8) 図書等斡旋事業
- (9) 傷害保険等広告事業
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業及び収益事業

2 前項の事業は、熊本県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体をもって構成する。なお、この法人は次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関

する法律（以下「法人法」という。）の社員とする。

(1) 正会員

イ 県内の市町村老人クラブ連合会

ロ その他理事会が正会員として入会を認めた個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に協賛する個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、会員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し会員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

2 資格を喪失した会員は、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただ

し、未履行の義務はこれを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第 4 章 会 員 総 会

(構 成)

第 1 1 条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(権 限)

第 1 2 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬額等の額及び報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 1 3 条 会員総会は、定時会員総会として毎年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 1 4 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 1 5 条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、議長は可否同数の場合を除き、議決に加わらない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 会員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中から、その会議において選任された議事録署名人2人が記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上25名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、4名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員と親族等)

第21条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(清算に伴う贈与)

第22条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(株式に係る議決権の行使)

第23条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。常務理事は会長及び副会長を補佐し理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、議長は可否同数の場合を除き議決に加わらない。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第35条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。なお、具体的な管理、運用にあたっては、別に定める規程に基づき行うものとする。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

い。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

2 定款の軽微な変更は理事会の決議により変更することができる。

(解 散)

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、

会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 雑 則

(委員会)

第45条 本会の業務を運営するため必要があるときは理事会の決議により委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

(定款施行規程)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(事務局)

第47条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には事務局長1人、その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議により会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事及び監事は次のとおりとする。

理事	米田常男	大竹チヨカ	山崎義勝	中島隆徳	松田正邦
	那須篤子	菊川忠一（会長）		江口秋男	水野敏行
	本田幸徳	上野慶一	篠塚民雄	竹下博昭	大久保吉武
	石坂辰雄	永田 功	守屋芳明	吉本信子	屋葺茂子
	志水ミツ子	荒木 豊			
監事	明受善明	坂田道治			

3 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人熊本県老人クラブ連合会定款は、附則第3項に規定する解散の登記の日をもって廃止する。

別表 基本財産

財産の種別	名 称
金融資産	活 動 積 立 金

附 則

この定款の変更は平成24年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は平成26年3月18日から施行する。

附 則

この定款の変更は平成26年5月28日から施行する。